

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ & A  
(平成24年8月8日)

問1 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備の届出について、複数の根拠条文に該当する事業者（法人）は、条文ごとに届出をする必要があるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問2 児童福祉法による入所施設、通所支援、相談支援を行う法人は、それぞれに（3通）届出が必要となるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問3 設置及び運営ともに地方公共団体である施設も業務管理体制の整備及び届出の対象となるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問4 届出先は該当条文ごとでみるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問5 市立の特定相談支援事業所は市長宛に届け出ることによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問6 指定障害福祉サービス事業者としてA県の指定を受けている法人Xが、相談支援事業ではB市の特定相談支援事業の指定しか受けていない（一般相談支援の指定は有していない）場合には、業務管理体制の整備の届出は、障害者自立支援法第51条の2の届出（障害福祉サービス）はA県あてに、同法第51条の31の届出（相談支援）はB市あてに、それぞれ届出を行うと解してよろしいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問6 法人Yが、平成24年3月までにA県の相談支援事業者の指定を受け、平成24年4月からB市の特定相談支援事業者の指定を受けた場合には、A県で指定一般相談支援事業者のみなし指定を受けているため、「B市の指定特定相談支援事業者かつA県の指定一般相談支援事業者」として、障害者自立支援法第51条の31の業務管理体制の届出は、A県あてに「特定相談支援＋一般相談支援」の内容の届出を行うと解してよろしいか。

(答)

- B市がA県内にある場合は、お見込みのとおり。B市がA県外にある場合は、国が届出先となる。

問7 障害者自立支援法の特定相談を1市町村内でやっており、かつ児童福祉法の施設を県内数カ所でやっている事業者の届出について、特定相談は市町村へ、施設は都道府県へそれぞれ提出することによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問8 事業所数のカウントは、法人全体ではなく根拠条文ごとに該当する事業所数をカウントすることによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問9 生活介護と就労移行支援を行う1つの指定多機能型事業所の場合、業務管理体制の整備の届出事項の基準となる事業所の数は2つとして数えると解してよろしいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問10 「障害者支援施設」が施設入所支援、生活介護、自立訓練のサービスを提供する場合、指定件数は1件なので事業所数は1カ所によいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問11 一体型共同生活介護の事業所数のカウントはどのように行うのか。

(答)

- グループホームとケアホームの事業所それぞれ（指定を受けている2事業所）でカウントいただきたい。

問 12 事業所数を数えるにあたって、基準該当事業所もカウントに含めるのか。

(答)

- 基準該当事業所は、事業所数に含めない。

問 13 事業所の「出張所」が県外に所在する場合、届出先は国（厚生労働省）になるのか。

(答)

- 出張所が1つの事業所として特に指定されていない場合、「事業所等」として数えないので、上記の場合、届出先は自治体になる。

問 14 法令遵守責任者は、それぞれの届出ごとに異なる者を選任してよいのか。

(答)

- それぞれの届出ごとに異なる者を選任していただいて問題ありません。  
なお、同一人物を選任する場合でも、根拠条文ごとに届出書ご提出いただく必要がある。

問 15 事業者（法人）番号の付番については該当条文ごとに行うのか。また、「届出管理表」も該当条文ごとに入力するのか。

(答)

- いずれも該当条文ごとに対応いただきたい。